

であることを基礎とすべきである。そして指標はして、現状をの評価するこ  
とにとどまらず、質の高い効率的な保健医療提供体制の構築に向けた資する  
ようなものとすべきでありなるよう、具体的な内容について、引き続き検討  
を進める必要がある。

○ 上記のほか、「医療計画の見直し等に関する検討会」の中間まとめ《調整  
中》(平成17年7月)に整理された医療計画制度の見直しの方向性に沿  
って取り組む必要がある。なお、基準病床数制度については、医療費への影  
響の観点、救急医療やへき地医療など採算に乗らない医療の確保、入院治療  
の必要性を客観的に検証する仕組みが未だ確立されていないこと等から存続  
が必要であるが、前述の医療計画制度の見直しにより導入される新たな仕組  
みの実施状況を踏まえ、今後とも検討していく必要がある。また、医療計画  
の記載事項についても、引き続き検討していく必要がある。

○ 医薬品や医療機器の提供体制の在り方に関し、医薬分業率が5割まで達し  
ており、薬局が地域において医薬品等の提供を行う上で重要な役割を果たし  
ている施設であることを踏まえ、医療提供体制の中での薬局の役割、位置付  
けの明確化を検討する必要がある。

## (2) かかりつけ医等の役割

○ かかりつけ医（歯科医・薬剤師）について、国民が身近な地域で日常的  
な医療を受けたり、あるいは健康の相談等ができる医師等として、その普及  
・定着を図る必要がある。

○ 地域において医療連携体制を構築し、実際に連携がなされるためには、か  
かりつけ医が、患者の病状に応じて適切な医療機関を紹介することをはじめ、  
常に患者を支える立場に立って、重要な役割を担うことが求められる。

○ 患者の視点に立って、どのようなかかりつけ医の役割が期待されるか、ま  
た、その機能を発揮するためには何が必要か等、各地域での医療連携が適切  
に行われるよう、かかりつけ医のあり方について、引き続き検討していく必  
要がある。

## (2) 地域医療支援病院、特定機能病院制度のあり方

○ 地域医療支援病院については、すべての二次医療圏において地域の実情等